《記入例 2》

退職等により、未徴収税額（平成 32 年 5 月分までの分）を一括徴収する場合

◎例 2…年税額 84, 400 円の人が平成 32 年 2 月 28 日に退職する場合

年税額	⑥月分	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	①月分	②月分	3 月分	4 月分	5 月分
84,400 円	7,400 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円

年税額（ア）84,400 円

徴収済額（イ）56,400 円

最後の給与を支払う月の額

5 月までの残りの額

- 未徴収税額（ウ）28,000 円 -

給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

鎌ケ谷市長 様　　平成 32 年 2 月 20 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

住所（居所）又は所在地：〒273-0124 鎌ケ谷市中央１－２－３

フリガナ：（カブ）ハツトミショウジ

氏名又は名称：（株）初富商事

代表者の職名名印：代表取締役社長 粟野 一郎 ㊞

個人番号又は法人番号：1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

給与所得者

受給者番号（整理番号）：123456

フリガナ：コバヤシ　ナツミ

氏名：小林 夏美（旧姓 吉田）

生年月日：昭和・平成 56 年 8 月 10 日

個人番号：2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

1 月 1 日現在の住所：鎌ケ谷市富岡４－５－６

給与の支払を受けなくなった後の住所：船橋市本町７－８－９

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
84,400 円	6 月から 1 月まで 56,400 円	2 月から 5 月まで 28,000 円	31・9・28

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
1．異動が平成 年 12 月 31 日までで、申出があったため（ 月 日申出）	2・25	28,000 円	28,000 円
2．異動が平成 32 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	
異動者印（※一括徴収の申出が「1」の場合のみ）	・	円	

1. 現年度　2. 新年度　3. 同年度

※市町村使用欄

特別徴収義務者指定番号：99999

整理番号：5（※市町村ごとに異なります）

課・係：人事課給与係

氏名：田中 秋美

電話：445-1141（内線 999）

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

異動の事由

①退職　2．転勤　3．合併　4．休職　5．長期欠勤　6．死亡　7．会社解散　8．住所変更　9．その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収

1．特別徴収継続

②一括徴収（1 月以降は必須）

2 月分で納入（3 月10 日納期分）

3．普通徴収

理由

退職した年の 1 月から退職時までの給与支払額：2,500,000 円

控除社会保険料額：300,000 円

※「9．その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、理由を必ず選択してください。

2（菅C）給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が96万5千円以下）

3（菅D）給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）

4（菅E）事業専従者（個人事業主のみ対象）

異動届は、異動があった日の**翌月１０日必着**で提出して下さい。

婚姻等により名字が変更した場合は、旧姓も記入して下さい。

退職等で転出・転居し、住所が変わる場合は必ず記入して下さい。

同額となります。

必ずご記入下さい。
指定番号と整理番号とは税額通知書に記載されている番号です。事業所独自の受給者番号とは異なりますので注意して下さい。

●一括徴収のお願い

平成 32 年 1 月 1 日以降に退職する人にうちては、本人の希望にかかわらず一括徴収して納めることが義務付けられています。また、平成 31 年中の退職でも本人が希望する場合や外国人が帰国する場合は、一括徴収にご協力お願いします。

納入の際は、納入書を手書きで訂正して下さい。